

相談事例（その 175）

「介護費用のため離婚を」の考えを保留にしたことが、

円満解決に結びつく

2020 年 4 月発行

昨年 1 月、30 数年前それぞれ子づれで再婚した両親が津田沼のケア・センターに入所しその子供の M さんと S さんから両親の認知症が進んでいるので後見契約を結びたいとの相談を受け、3 月父に M さん、母に S さんを受任者として任意後見契約を結びました。

また、父が 91 歳、母が 86 歳で 2 人の介護費用は年金では足りないので離婚をさせて父名義のマンションを売却し、預貯金を折半して不足分を補いたいという相談もありました。

所長は認知症とはいえ 30 数年一緒に暮らしてきた両親は決して離婚は望んでいないだろうし、離婚すると遺族年金がもらえなくなり離婚には賛成できないと話しました。

9 月父は千葉・母は川崎のグループホームに転居しました。

11 月に母の貯金が底をついたのと両親を離婚させる問題が再燃し、所長と M さん・S さんが話合っで離婚は時期早尚と保留しました。

2 月下旬、父が 92 歳で帰らぬ人となり、お別れ会に所長は M さん・S さんと参列し、習志野の元市議の B さんが故人にとってもお世話になったこと、地域の仲間からは両親とも力を合わせて献身的な活動をして住民から頼りにされていたこと、母が自費出版したとき夫さんに励まされたと喜んでいたエピソードなどが話され M さん・S さん所長にとって初めて聞く話ばかりで「急いで離婚させなくてよかった」と胸をなでおろしました。

マンションは M さんに生前贈与となり、遺族年金は母に、預貯金は相続人である母と M さんで折半することになり、八方丸く収まることになりました。S さんは「離婚に反対してもらった事、心配していた介護の費用が賄える見通しが立ち感謝しています」と明るい笑顔でお礼に見えました。